

第十五回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第四号

昭和二十七年十一月二十六日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君

理事 佐藤次郎君

理事 内藤 友明君

理事 佐藤次郎君

理事 上塚 司君

理事 佐治 誠吉君

理事 西川 貞一君

理事 宮崎 晴君

理事 小川 半次君

理事 笹山茂太郎君

理事 小川 豊明君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官(主税局長) 平田敏一郎君

委員外の出席者

大蔵事務官(主計局長) 白石 正雄君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

法律案(内閣提出第九号)

○奥村委員長 これより会議を開きます。

本日は昨日説明を聴取いたしました。昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案を議題といたしました。この際租税及び印紙収入補正予算の説明について、政府委員の説明を求めます。

○平田政府委員 今回の税制改正の要綱につきましては、先般泉税制課長から概略御説明を申し上げましたので、重ねて私から補足して説明する必要はないかと思ひます。ただこの租税及び印紙収入補正予算の説明といたしましては、各種の税に関する統計を含んでおりますので、これにつきまして私からも若干御説明申し上げた方がよからうかと思ひますから、それを御説明申し上げたいと思ひます。

最初の第一ページ総説のところを開き願ひまして、それに基きまして大體の御説明を申し上げたいと思ひます。最初に数字をちよつと申し上げますと、ここに書いておりますように、昭和二十七年年度の租税及び印紙収入の当初予算額は六千三百八十億圓、それに對しまして、今回自然増収を見込みましたのが七百一億八千一百万圓、それから先般説明しました改正による減収額が二百三十億三千二百万圓、差引六千八百五十三億二千六百万圓、こ

れが今度の補正予算におきまして、租税及び印紙収入の予算といたしまして計上している額でございます。減税額におさまして、従ひまして四百七十一億四千九百万圓の財源がございまして、これが、その他の財源と合せまして今回の追加歳出の財源に充てられてゐる次第でございます。このように自然増収が出ました点につきまして若干申し上げておきますが、二十六年度は、二十五年年度に比べて御承知の通り法人税の自然増収が約一千億圓ほど一年の間にふえました。これは主として朝鮮動亂後におきます生産の非常に急激な上昇に伴ひまして、法人の企業収益が一躍増加した。ことに大きな会社の利益が非常によくなつて来たというところに基きものであつたのでございしますが、その影響が、実は本年度になりましたからは大分違つて参りました。法人の方は昨年度で一服いたしまして、最近ではむしろ法人は若干減りぎみ、ただ納税の成績等もよくなつておりますので、予算の補正の必要は認めなかつたのでありますが、景氣の状況から見ますと、大きな会社の方は若干下りぎみでございます。全体としましてはそれほどではありませんが、それでも若干下りぎみでございます。従つて本年度は、法人税につきましては自然増収を計上いたしております。これに對しまして、本年度になりましてから賃金が遅れて上つて来た。昨年は必ずしも景氣の上昇に伴つて、若干は上つておりますが、賃金が上つてい

なかつた。ところが昨年の暮れから今年のずつと最近までにかけて、賃金給与が大分上りまして、その結果、源泉所得税が私ども予想したところよりも著しく増加したということになっております。少し詳しく申し上げますと、当初予算では大体昨年の九月ごろの実績を基にしまして、十一月ごろに見積つたのでございしますが、今年三月の一月当りの毎月きまつてゐる支給する賃金、毎勤統計の賃金でございしますが、それを一万一千二百八十一円程度と見ておりましたのが、実績は一万二千九百九十二円となり、さらに九月には一万二千八百五十五円というふうに増加いたしました。上期の臨時賞与等も、前年同期に比べますと相当ふえてゐる。このような事情を反映いたしまして、給与所得の源泉課税は相當な自然増を計上することができることになつた。それからもう一つは、やはりそのような給与所得の増大に伴ひまして、本年になりましてから消費水準が相当向上して来た。ことに間接税がかつております物件は、どちらかと申しますと、いわゆる中間的消費と申しますか、絶対的な必需品を除きまして、嗜好品的なものが多いのであります。が、そういう消費が、所得の増加に伴ひまして大分ふえて来た。物品税等の課税水準を前年同期に比較いたしますと、相当増加いたしております。そのようない関係からいたしまして、本年度になりましてから間接税の方がこれまで相當な増収をすでに生じております

し、今後は手がなく見積りまして、この予算に計上しましたような自然増収を計上し得る、こういう状態になつたのでございます。この点が、昨年度と本年度と自然増収の面におきます著しい違いでございます。各般の資料に基きまして本年度の予算を見積つたわけでありまして、私どもこの程度見積りますことは、妥當であるといふふうに考へておる次第でございます。これに對しまして、実は申告所得税は逆に二百三十億ほど減つたのでございしますが、これはこの説明にも書いてありますように、当初予算を見積つたときには、その当時二十五年の課税実績しか出ておりませんでしたので、それを基にしまして二十六年分と二十七年分を推計して見積つたのであります。二十六年度の課税実績が、最初見ておりました通り行なかつた。二十六年の課税実績で私ども当初一千四百七十七億圓ほどの決定を見込んでおつたのであります。結果におきまして八百五十八億六千万圓程度の課税にとどまつた。これはいろいろ事情があるかと思ひますが、事実そういうことにならざるを得なかつたということでございます。今度の補正予算は、それをもとにいたしまして、それに對して、最近の状況から見ました各種の所得の増加指数をもちまして算定いたしております。大體どの程度の所得の増加を見ているかは、説明の九ページの方に掲げておりますが、全体で申告所得税の課税所得が一割七分という増加を見込んでお

ります。昨年に対しまして、本年は農業所得が一割二分四厘、営業所得が二割七厘程度の増加を見ております。もつともだん／＼申告の成績もよくなつていようございまして、それから税務署の能率も漸次向上いたしておりますので、若干の把握増と申しますか、能率増による増加も見込んでおりますが、そういう点を考慮に入れますと、結果におきまして一割七分程度の増加を見ておまして、二十七年年度の申告所得税の収入を見込んでおります。その結果納税人員なり、営業農業その他の課税所得、税額等がどの程度になるかは、この説明に詳しく掲上いたしておりますので、それによつてごらん願いたいと思ふ次第でございます。

それから間接税の方におきましては、これまた今申し上げましたように全体として増加いたしましたのでございますが、酒税も最近までの実績によりまして見積りました結果、総課税石数で五百七万二千石程度の見込みをいたしております。十二ページにその各酒類ごとの庫出し見込み石数を計上いたしておりますが、やはり当初予算よりもそれ／＼若干の増加を来しまして、税収入におきまして約七十億円程度の増加を見込むことができることになつております。

それから砂糖消費税、揮発油税、物品税、関税等、それ／＼今申し上げました消費の増加に伴ひまして、当初予想したよりもより以上に最近までの課税実績がよろしいということ、ここに見積り増をいたした次第でございます。このうち砂糖消費税と物品税につきましては、実は前国会で修正になり

まして、物品税のうち水あめ等の課税を廃止して、そのかわり砂糖の税を引上げてもらつたのでございまして、その点が当初予算は修正になつておりませんので、増減の点におきまして、それだけ考慮に入れてからごらん願ふ必要があるかと思ひます。しかし、それは別といたしまして、全体として相当な増収になつているのでございす。

それから取引所税の方は、これは最初は予算に計上してなかつたのでございまして、商品の取引所が再開されました、清算取引が最近大分行われるようになりまして、その実績等に基きまして予算に計上いたしましたのであります。印紙税の収入も、不動産の値上り、あるいは増資払込み等の増加によりまして、最近の実績が増加いたしておりますので、それによつてそれ／＼見積り増をいたした次第でございます。各税のさらに詳細な内容につきましては、この説明に相当詳しく出してありますので、詳しく説明することは省略させていただきますと思ひます。それから減税額の説明でございますが、第五ページに減税見込み額の数字を計上いたしております。二百三十億三千二百百万円の内訳でございますが、この内訳といたしましては二十七年年度の、つまり本年分の社会保険料の控除によりまして百二十一億一千万円、これは今年の一月からさかのぼりまして、一年分を年末調整と来年度の申告の際に控除します結果、響きが相当大きく出ている。しかしこれはもう一年分になりまして、その他の分はいずれも一月から三月までの分に対する分でございます。さらに詳しく申し上げます

と、先般もちよつと申し上げました、実際は一般の民間の場合は一月と二月分だけが今年の予算に影響がある。三月分からは来年度予算に影響して来る。ただ政府関係の職員の方だけは、給与を払いますと、すぐ税金は振りかへて国庫に納めることになつておりますので、三月分影響する。従ひまして大体二分をこらん願ふばいいのでございす。その二分で減る額が、基礎控除の引上げによりまして二十九億五千六百万円、扶養控除の引上げによつて三十億二千四百百万円、税率の改正によつて十二億四千六百万円、それから勤労控除の引上げによりまして十四億五千四百百万円、社会保険料の控除によつて二十二億五千百万円、合せて百九億三千九百万円、こういうことになる次第でございます。これらの減税額は二箇月分でございますので、来年度におきましておそれることを六倍いたしますと、源泉所得税におきましては約六百億円程度の減税になるという事は、前回にも御説明申し上げた通りでございます。そのほか来年度におきましては、申告所得税につきまして同じような改正をいたします。その方がおそれる二百億前後になるかと思ひます。所得税の改正は、この改正をおおむね来年度一ぱいに引延ばすことによつて約八百億円程度の減税になるのでございす。概数でございますが、そのようになる次第でございます。それから今回の減税は、従ひまして大部分が源泉所得税の分でございます。二百三十億三千二百百万円のうち源泉分が二百二十九億一千百万円、申告分が社会保険料の来年度の確定申告の場合の減税だけでございまして一億二千

百万円、こういうことに相なつています。次第でございます。来年度は、本改正によりまして申告所得税につきましても控除引上げ改正その他を行いますので、先ほど申し上げたような減税になるかと思ふ次第でございます。

それから最後に、すでにおもな統計を若干載せておきましたが、それをちよつと申し上げてみます。十八ページをこらん願ひたいと思ひます。十八ページに直接税、間接税、その他と申しますのは、いわゆる流通税と称されるような税の分でございます。それにわけました表を掲げてございす。これによりまして、二十七年年度の補正予算の改正後は、直接税の比率は、ちよつとまん中ごろの下の方でございますが、五・六・六％、間接税が四一・五％、その他が一・九％、こういう比率になる次第でございます。それほどふえておりませんが、二十六年度におきましては、直接税五・八・八％、これは主として法人税が非常にふえたために、直接税の比重が重くなつたのが、今年度におきましては、さらに間接税がふえて来たために、少し比率がかわつて来た。戦前は大体直接税が三十四、五パーセント程度でございまして、戦前の基準に比較しますと、最近直接税が非常にふえているという状況でございます。

それからその次は十九ページで、国民所得に対しまする租税の負担率の表を掲げたのでございす。税の自然増取も大分ございす。一方におきまして、国民所得も増加いたした結果といたしまして、大体この一、二年は二〇％台にとまつて、昭和二十四年がいわゆるドッジ・ラインに基きま

す、超均衡財政と称せられております、非常なきびしい予算を組んだ年でございす。このときが税が一重重くて、やはり二七％という数字を来してあります。その後減税等に伴ひまして、相当な自然増収があつたにもかかわらず、この比率は二〇％台になつていふというのが実情でございます。しかし、まだ現在の二〇％は、戦前が一番上の一二・七％に比べますと、相当重いのものではあることは疑問の余地のないところと存じます。その表を十九ページに掲げてあります。

それからあとは、租税及び印紙収入の今年の最近までの月別実績をその次の二十ページに掲げてあります。その次は予算額と決算額との差額、自然増収に関する各税別の数字を二十二ページに掲げてあります。最後に、最近までの各種の租税に係の深い経済指標の動きを、一括いたしまして二十四ページに掲げてありますので、御参考にお願ひいたしたいと思ふ次第でございます。

なお細目はいろいろございす。一応これだけ申し上げまして、なお今後お尋ねによりましてお答え申し上げます。たいと思ひます。

○奥村委員長 愛知政務次官が出席されましたので、税法の質疑に入ります。前に、二十四日本委員会に付託された漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、政府当局より提案理

由の説明を聴取いたします。愛知政務次官。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「八千万円」を「一億八千万八十一万六千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○愛知府政委員 ただいま議題となりました漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

旧漁船保険法の規定によりまして、拿捕、抑留等の事故を保険の目的として特約いたしました特殊保険につきましては、昭和二十六年に保険事故が異常に発生いたしましたために、漁船再保険特別会計における再保険金の支払いが著しく増加いたしましたので、多大

の損失を生じたのであります。この損失は、その事故の性質にかんがみまして、一般会計から繰入金をもつて補償することが適當であると考え、第十三回国会の議決を経まして、とりあえず昭和二十六年四月一日から同年十一月末までに確定いたしました損失に充てるため、一般会計から八千万円をこの会計の特殊保険勘定に繰入れることとしたのであります。さらに同年十二月以降発生した損失が一億八千八十一万六千円と相なりましますので、その損失につきましても、前回と同様にこの会計の特殊保険勘定に繰入れることができることとしようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○奥村委員長 この法律案に關して資料を御要求の方はお申出願います。

○宮崎委員 法律案自体として簡明なものなものでありまして、これ以外に方法はないと思ひますので、御賛成申し上げまします。ただ御承知の朝鮮防衛水域の問題につきまして、外務省、水産庁、あるいはその他の関係の役所と関係方面との交渉がまだ明確になつておりません。これは、大蔵省側の政府委員から御説明を聞くのはあるいは無理かもしれませんが、まず関係の外務省、水産庁、海上保安庁、こういう方々に出ていただきまして、朝鮮防衛水域の問題の現況、あるいは将来の見通し、あるいは過去の経過ということにつきまして、こういう再保険事業を国家の会計において行へべきかどうかの見通しを承りたい。法律案そのものは簡単で、先ほど申し上げましたように、できた事故を再保険する、その資金がないから繰入れる、これは異議のないことであります。しかしその根本の問題がどうも明確になつておりません。あるいはこの委員会でも、質疑することには行き過ぎであるかもしれないが、一応一般会計の税から繰入る資金を繰入れて再保険を給付するという立場から見ますと、関係の方方——だれでも総括的な代表でつけようであります。決してむずかしい意味でなく、率直にこの間の事情を説明していただいてから、この法律案に対する問題を審議すべきだと思います。理事会等にも諮りくださいまして、当委員会の運営上適切な御説明をいただきたい、これを提案いたします。

○奥村委員長 次回以後の委員会の適當な機会に、御要求の政府委員を要求して審議していただくことにいたします。

○佐藤（親）委員 漁船の拿捕の状況の資料がありましたら、ぜひひとつ出してもらいたい。

○奥村委員長 ほかにありませんか……。

○奥村委員長 では本案に対する質疑は次会に譲ることとして、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案に対する質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。御質疑の方はあらかじめ御通告をお願いします。なお審議の都合上、質疑される相手方の政府委員もともにお示し願います。佐藤親次郎君。

人税の自然増収が一億という話でありまして、大きな企業家が非常に収入が多かつたという御説明がございましたが、最近税金が高いので、個人の営業者が会社を法人にするという傾向が非常に多いのでありますけれども、そういう点についての増収はどんなことになつておりますか、御説明をお願いいたします。

○平田政府委員 先ほど申し上げました点をもう少しはつきり重ねて申し上げておきますが、法人税の自然増収が生じたのは、昭和二十六年度におきまして生じたということを申し上げたのでございます。二十五年と比べて、二十六年におきまして法人税が約一億圓ほど一年間に増加したのであります。なお自然増収は、当初予算に対する見方とか、予算に対する決算の見方とか、その他のいろいろございまして、二十五年と二十六年とでは、法人税がそのように増加したという意味であること重ねて申し上げておきます。それからお尋ねの個人から法人になることが果年多いことは事実でございます。大体最近では毎年二万ないし三万くらい事業者が個人から法人にかつております。しかも、これはどつちかと申し上げますと、申以上の事業が多うございまして、歳入にも響くところ多いのでございます。ただいま手元に正確な数字を持ち合せておりませんが、私どもの大体的見当から行きますと、年々四、五十億くらいの程度の税額が、申告所得税が減りまして、法人税と源泉所得税の二つの増になつてわかれて現われて来るという状況でございます。

○佐藤（親）委員 先ほどの説明の中で、法人税の自然増収が一億という話でありまして、大きな企業家が非常に収入が多かつたという御説明がございましたが、最近税金が高いので、個人の営業者が会社を法人にするという傾向が非常に多いのでありますけれども、そういう点についての増収はどんなことになつておりますか、御説明をお願いいたします。

○平田政府委員 先ほど申し上げました点をもう少しはつきり重ねて申し上げておきますが、法人税の自然増収が生じたのは、昭和二十六年度におきまして生じたということを申し上げたのでございます。二十五年と比べて、二十六年におきまして法人税が約一億圓ほど一年間に増加したのであります。なお自然増収は、当初予算に対する見方とか、予算に対する決算の見方とか、その他のいろいろございまして、二十五年と二十六年とでは、法人税がそのように増加したという意味であること重ねて申し上げておきます。それからお尋ねの個人から法人になることが果年多いことは事実でございます。大体最近では毎年二万ないし三万くらい事業者が個人から法人にかつております。しかも、これはどつちかと申し上げますと、申以上の事業が多うございまして、歳入にも響くところ多いのでございます。ただいま手元に正確な数字を持ち合せておりませんが、私どもの大体的見当から行きますと、年々四、五十億くらいの程度の税額が、申告所得税が減りまして、法人税と源泉所得税の二つの増になつてわかれて現われて来るという状況でございます。

○佐藤（親）委員 先ほどの説明の中で、法人税の自然増収が一億という話でありまして、大きな企業家が非常に収入が多かつたという御説明がございましたが、最近税金が高いので、個人の営業者が会社を法人にするという傾向が非常に多いのでありますけれども、そういう点についての増収はどんなことになつておりますか、御説明をお願いいたします。

○平田政府委員 先ほど申し上げました点をもう少しはつきり重ねて申し上げておきますが、法人税の自然増収が生じたのは、昭和二十六年度におきまして生じたということを申し上げたのでございます。二十五年と比べて、二十六年におきまして法人税が約一億圓ほど一年間に増加したのであります。なお自然増収は、当初予算に対する見方とか、予算に対する決算の見方とか、その他のいろいろございまして、二十五年と二十六年とでは、法人税がそのように増加したという意味であること重ねて申し上げておきます。それからお尋ねの個人から法人になることが果年多いことは事実でございます。大体最近では毎年二万ないし三万くらい事業者が個人から法人にかつております。しかも、これはどつちかと申し上げますと、申以上の事業が多うございまして、歳入にも響くところ多いのでございます。ただいま手元に正確な数字を持ち合せておりませんが、私どもの大体的見当から行きますと、年々四、五十億くらいの程度の税額が、申告所得税が減りまして、法人税と源泉所得税の二つの増になつてわかれて現われて来るという状況でございます。

○佐藤（親）委員 先ほどの説明の中で、法人税の自然増収が一億という話でありまして、大きな企業家が非常に収入が多かつたという御説明がございましたが、最近税金が高いので、個人の営業者が会社を法人にするという傾向が非常に多いのでありますけれども、そういう点についての増収はどんなことになつておりますか、御説明をお願いいたします。

質問になります。国家がどうも水増しの税金をとつてゐるのじやないか。一方においては非常に苦しいと言つてゐるけれども、いつも自然増収、自然増収というように言つて、たぐさんの税金を取上げてゐるというやうなことが、こういう点について、主税局はどういうやうな考えでそういう計算をしておられるのか。ただ自然増収、自然増収というやうなことでなくて、どういうように……今年度も七百一億以上の増収ということになつておりますが、この点について根本的な御説明をお願いいたします。

○平田政府委員 これは先ほど申し上げました通り、徴税の方針を別にきびしくしたとか何とかいうわけではないのであります。むしろ徴税につきましては、なるべく申告尊重、それから納得すく徴税ということを、国税庁を中心に大いに勉強しておるところでございます。本年度におきまして自然増収が出ましたのは、今申しましたように、昨年の十一月ごろまでの実績に基づきまして、ことしの給与水準を大体予想しておつたわけでございますが、その予想より以上に賃金が高くなりまして、その結果といたしまして自然に増収になる、これが率直に申し上げまして、源泉所得税の増収でございます。それと、先ほどちよつと申し上げました二割のベース・アップによりまして、いわゆるお返しと称します分が、約九十五億圓ほど別にその中に含まれております。そういうのがこの源泉所得税のほんとうの自然増収の内容でございます。これは先ほど申し上げましたように、朝鮮動乱の影響を

質問になります。国家がどうも水増しの税金をとつてゐるのじやないか。一方においては非常に苦しいと言つてゐるけれども、いつも自然増収、自然増収というように言つて、たぐさんの税金を取上げてゐるというやうなことが、こういう点について、主税局はどういうやうな考えでそういう計算をしておられるのか。ただ自然増収、自然増収というやうなことでなくて、どういうように……今年度も七百一億以上の増収ということになつておりますが、この点について根本的な御説明をお願いいたします。

○平田政府委員 これは先ほど申し上げました通り、徴税の方針を別にきびしくしたとか何とかいうわけではないのであります。むしろ徴税につきましては、なるべく申告尊重、それから納得すく徴税ということを、国税庁を中心に大いに勉強しておるところでございます。本年度におきまして自然増収が出ましたのは、今申しましたように、昨年の十一月ごろまでの実績に基づきまして、ことしの給与水準を大体予想しておつたわけでございますが、その予想より以上に賃金が高くなりまして、その結果といたしまして自然に増収になる、これが率直に申し上げまして、源泉所得税の増収でございます。それと、先ほどちよつと申し上げました二割のベース・アップによりまして、いわゆるお返しと称します分が、約九十五億圓ほど別にその中に含まれております。そういうのがこの源泉所得税のほんとうの自然増収の内容でございます。これは先ほど申し上げましたように、朝鮮動乱の影響を

質問になります。国家がどうも水増しの税金をとつてゐるのじやないか。一方においては非常に苦しいと言つてゐるけれども、いつも自然増収、自然増収というように言つて、たぐさんの税金を取上げてゐるというやうなことが、こういう点について、主税局はどういうやうな考えでそういう計算をしておられるのか。ただ自然増収、自然増収というやうなことでなくて、どういうように……今年度も七百一億以上の増収ということになつておりますが、この点について根本的な御説明をお願いいたします。

○平田政府委員 これは先ほど申し上げました通り、徴税の方針を別にきびしくしたとか何とかいうわけではないのであります。むしろ徴税につきましては、なるべく申告尊重、それから納得すく徴税ということを、国税庁を中心に大いに勉強しておるところでございます。本年度におきまして自然増収が出ましたのは、今申しましたように、昨年の十一月ごろまでの実績に基づきまして、ことしの給与水準を大体予想しておつたわけでございますが、その予想より以上に賃金が高くなりまして、その結果といたしまして自然に増収になる、これが率直に申し上げまして、源泉所得税の増収でございます。それと、先ほどちよつと申し上げました二割のベース・アップによりまして、いわゆるお返しと称します分が、約九十五億圓ほど別にその中に含まれております。そういうのがこの源泉所得税のほんとうの自然増収の内容でございます。これは先ほど申し上げましたように、朝鮮動乱の影響を

質問になります。国家がどうも水増しの税金をとつてゐるのじやないか。一方においては非常に苦しいと言つてゐるけれども、いつも自然増収、自然増収というように言つて、たぐさんの税金を取上げてゐるというやうなことが、こういう点について、主税局はどういうやうな考えでそういう計算をしておられるのか。ただ自然増収、自然増収というやうなことでなくて、どういうように……今年度も七百一億以上の増収ということになつておりますが、この点について根本的な御説明をお願いいたします。

少し遅れて受けて給与が上つて来ておるのだ、私はこう見ておるのでございす。そういう見方を最初から十分見込めばいいやないかという議論もございす。しかしその当時といつたしましては、それほどになるだろうという事は、ちよつと私どもは見込むことは困難であつた。経済審議庁その他の見方からいたしまして、それほど上ることは、その当時実は私どもも思つていなかった。むしろ昨年の暮れごろになりまして悪化状況があつて、はたしていかうか議論になつたくらいでございす。そういう点からいまして、給与所得税が自然増収になつておる。それとも一つは、間接税の増収でございす。酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税、いずれもやはりことしになりましてから実績が非常にふえておりました。物品税のごときは、ことしの上期の売上高が、前年の上期に對しまして約四割程度は増加いたしておる。もう大体軒並にふえておりました。そういう状況でございすので、これらはいずれも最近の状況に基きまして、経済情勢の変化に對應しまして、自然増収が出て来たという筋合いのものでございまして、別段無理するところはないことを御了承願ひたいと思ふ次第でございす。なお昨年度は、法人が非常に急激に多くなつた。これととも、当初予算をつくるころにおきましては、なか／＼予想できなかつたのでございす。生産が一躍五割増加しまして、経済審議庁あたりでつくつておりました安定計画の五箇年後の分を、一年ではるかに突破してしまつた。それと同時に物価が上りましたので、企業の利潤が一躍ふえ

た。これが主として昨年の自然増収の重要なファクターであつたのでありすが、その経営、事業のしりが給与所得税、あるいは間接税の増となつて現われて来ているのじやないか、私はそのように観測いたしておるのでありま

す。

○佐藤(觀)委員 なおもう一つお尋ねしたいのですが、こういうような自然増収がある一方において、まだ徴収されない分がかなりあると思ふのです。こういう点について、未徴収のものがどれくらいに上つておるのですか。それからこういうものの整理の問題はどういうふうにしておられるのか、これをお尋ねしておきます。

○平田政府委員 どうも滞納が多くて非常に私も困つておるのでございす。昨年の九月現在で、滞納額が一千四十億圓ほどございす。本年の九月におきましては、六百七十億圓程度に減少いたしておりました。もつともこれは先般の国会で御審議願ひまして通過させました国稅徴収法の改正の結果、滞納につきましては、適切な徴収の措置を講ずることによつて、適切な徴収の見込みのないものは一定期間たな上げにする、執行を停止するという措置をとることによつておりました。それからそれほどのものにつきましては、一定の余裕期間を与えまして、整理計画を立てさせて徐々に納めてもらう、こういうこともできることにいたしましたのでございす。そのようにしたことによつて、運用上も相当努力いたしました結果、ほんとうの意味の滞納額は、今申し上げましたよう

に、若干の減少を求しておる次第でございす。なか／＼事態は簡単じやございせん。たとえば申告所得税のごときも、それは予定申告の税額は高い額ではないのでございすが、それがなか／＼期限通りに納まらな

ら。それを督促し、脅迫して納めてもらうのに、第一線の官庁は非常な骨を折つておる次第でございす。この辺は結局におきましては、やはり政府におきまして、調査の適正ということに一段の勉強を必要とすると同時に、全体としまして、やはり納税思想と申しますか、納税に対する国民の方々の考え方を、よりよい方向に向けて行くということに一生懸命にならなければ、なか／＼簡単に行かないむすかし問題ではないか。そういうことにつ

きまして、私もいたしまして、ある程度対策を考へまして、成績の向上に努めたいと思つておる次第でございす。

○佐藤(觀)委員 末端の税務署を調べて参りますと、税務署の機構の中で、たとえば徴収課の人は永久に非常につらい仕事をやつておる。なか／＼機構がわからないために、非常に税務署内の方々は自分の方で割当さなければい、徴収課の方はそれが非常に苦しいことはわかつていても、自分の方ではどうにもならぬというように、税務署の末端では機構の上で不満があるらしいのですが、こういう点について、どういうふうな主税局長は考へておられるか。

○平田政府委員 お話の点、よく税務官庁の内情を御承知のようでございす。実問題として、税務署のい

ろいろな仕事でございす。きまつた税額を徴収する、ことに滞納を片づけるという仕事は、何といひますか一番日かげの仕事になりがちでありま

す。従いまして、どつちかと申しますとむしろ調査、賦課の方の仕事をしたがる、こういう傾向はあるのでございす。この点につきましては、人事その他につきましても始終苦心をいたしておる。しかしあまり入れか

えまして、また能力が上らないといふことがございすので、やはりそれぞれ専門に應じておるわけで行くといふ行き方をとらざるを得ない。その結果いふ／＼志気が上らないといふ点もございす。そういうことにつ

きまして、いふ／＼実問題に照しまして、勤勉手当とか旅費とかいふたようなことにつ

迎合することは、実情に沿わないように考へるのです。それからまた高所得者と低所得者の何か比率をとられた資料があるならば、それを研究されておるかどうかということ、できるだけ簡単に御答弁願います。

○平田政府委員 所得税の最高税率をどうするかというのは、実はなかなか大きな問題でございます。人が少いから、額が少いからというだけでは済まされない非常に大きな問題でございますが、大体この前所得税の最高税率が、二十四年以前は八五%でございました。これを、シャープ勧告は富裕税を課税して、所得税の最高税率は引上げた方がいいのではないか、こういう勧告をいたしたわけでありまして、それで富裕税を――富裕税というのは、本来の意味の財産税ではなくて、年々課税します財産所得に対する特別な課税、所得課税の一種だと考えておりますが、それをやつて、所得税の最高税率は引下げた方がいい。そこで私どもの方も、大体勧告に即することにいたしました。富裕税を起しまして、最高税率の八五を五五に引下げたのでございまして、しかしその後富裕税を実施いたしました結果、いろいろ問題があらわれて、実際問題として、評価がむずかしいとか、あるいは所得がなく、財産だけ持っているような人が相当な負担をしくちやならない。これもりくつはありますけれども、どうも今までの実情においては少し無理があるんじゃないか、そういうことにはいたしませんと、富裕税をやめたらどうか、そうなりますと、やめつばなしで所得税の最高税率を五五でよいということになりますと、これはどうもいくら考へ

ましても妥当を欠く。そこで私どももいたしましては、あまり高くするのはこれまた好ましくありませんので、現在のところ六五を最高程度に持つて行つたらどうか。そうすると市町村民税がそのほかに加わりますので、七十五、六パーセントになるかと思ひますが、そのくらい負担は、国民の負担が一般に重い際でありまして、高所得者が負担してもらふものといひます。これは必要であり、かつやむを得なからう、こういうふうに考へておる次第でございます。富裕税を存置するといひますれば、所得税は高くしなくてもよいのではないかと考へておりますが、そのようなことに關連いたしまして、一つの見解を申し上げた次第でございます。

なお資料その他につきましては、適当な機会によく正確に御説明申し上げますと思ひます。

○大泉委員 なるほどシャープ勧告によつて五五%まで引下げられたということでありまして、しかし二十二、三年のあのインフレ時代には、実質的な税というものは高所得者にはそれほど影響はなかつた。それは何だということ、なるほど八〇%、九〇%という高い税率であるけれども、大体高所得者はいづゆる勤労所得ではない、物件所得であるから、物件の価値が上つて来るのであるから、その評価の額から見ると、税そのものは高いけれども財産の価値が膨脹して来る。こういう建前から行くと大した負担ではない。こういうことは言える。今日、どうもドッジ・ライン以来というものはほとんどインフレが終息した。こういう時代に、いわゆる実質の所得に高率な課税

をするということ、これは耐えられないことである。また先ほども申し上げました通り、きつめて少数なものに税率を高くすれば、国民感情はよいようだけれども、税制政策からいひつたらば、結局政府の期待を裏切る結果になりはしないかと私は思ふ。先ほども申し上げました通り、富裕税を廃止すると言われるが、富裕税と高所得税とはまた性質が違ふのであります。それに対して合理的な、納得の行く方針であつたならばよろしいけれども、私は、どうも富裕税を廃止して税率を高くするということは納得しがたいのであります。これに対して前は高かつた、いわゆるインフレ時代のあの税率が高かつたから安くしたというだけでは、やはり財産所得を持つてゐる高所得者が負担をするということについては、もう少し深い研究を要するのではなからうかと私は思ふ。

○平田政府委員 この問題は税制の上における一つの大きな問題で、私どもは常に研究いたしてゐる問題でありまして、シャープ勧告をお読みになればよくわかりますが、勧告の中におきましても、富裕税と所得税の最高税率との關係を相当詳細に論じておりますこと御存じの通りかと思ひます。まつたシャープ勧告は、あらためて申し上げますまでもないのでございしますが、所得自体にはあまり高く課税しないで、それが蓄積されて財産となつて、それから所得を生んだ場合に、高率課税をする、これがよいという考へ方をしてゐる。従ひまして所得税は、最高税率はあまり高くしないで、富裕税はそのかわり課税する。富裕税は課税しないので、所得税の最高税率を下げるなんと

いうことは毛頭考へていない。これは非常に緊密な相關連した問題として考へてゐる。その点が、実はあれを提案しました際には、社会にも必ずしもその理解されないで、逆に少し進歩的な方々から、所得税は下げ過ぎるのではないかという御批評があつたのです。が、その当時から私は今申し上げたやうな意味で、富裕税が一方においてある、これを前提にして考へてゐるといふことを申し上げておいたのですが、その両者の關係は切り離して考へることはやはり不適當ではないか、前は五五%であつたと申し上げたのですが、その当時におきましては、營業所得者等の場合におきましては、税率が高くて問題がございました。一〇〇%とられて赤字だといふような非難も大分あつたやうな状態であつたのでございしますが、その点も考へますと、やはり所得税の最高税率は、ある程度のところを持つて行くといふことを考へざるを得ない。外国の例をいづも申し上げて

かがであらうか、こういう考へ方を持つてゐる次第でございます。これはなかなか理論的に議論されますと、いろいろな見方もありますし、意見もあらうかと思ひますが、一応私どもはそのやうに考へておることを申し上げておきます。

○大泉委員 お話は大体わかりましたが、ただ私どもは国民総貧乏にしない、そういう一つの政策をとつて行くならば、少数の高所得者をして、もう少しそれに国民全般が、やはり希望を持たした方がいいじゃないか。今日のスポーツのように、特に優勝者に向つて突進することが全般の希望に合致するから、結局全般の地位が向上するといふやうな結果を生ぜしむると同じやうに、やはり国民全体が少数の優勝者に向つて努力するといふことが、私は全体をよくする手段であると思ふ。また税制の上においても、そういうことを考へて行くべきだと思ふのであります。イギリスあるいはその他の外国の例をとられておりますけれども、日本の現在の課税は、なるほど大きな所得者はそういう高率でもよいでありまして、ようけれども、現在の日本のやうな、まづたく戦前の負担からいつたならば、イギリスその他から比較してみたらば、低所得者並ではなからうかと思ふ。そういうものに現在より以上また増額するといふことは、税制政策からいつて当を得ないと思ふ。深く研究した結果、われわれが納得行くやうな合理的なものであるならば、私どもとしても決して反対するものではないのであります。深い研究と、われわれが承服するやうな手段において案を練

んでも、財源の關係等から考えましてよいのではなからうか、こういうふうで考えます。来年度において、物品税の軽減という問題についてこれを実行される御意思はないのであります。か、この点を伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 物品税をどうするか、大分各方面から要望がありまして、私も頭を悩ましておるのでございします。どうも将来は、私も何と申しまして、所得税はできるだけ高い方より軽減したいと思つております。が、間接税の方はどうかという、絶対必需品に対しては間接税はやるべきではないと思ひます。中間的消費というか、必ずしも奢侈的ではないが、必ずしも必要ではないといったような種類の商品に對する間接税は、財政の事情から申しまして、ある程度やむを得ないのではないかと。その点財政の事情がよくつて参りますれば、間接税はできるだけ減すという事はよいと思ひます。日本の実情から申しますと、どうもやはりそのようになつては参らないのではないかと。さればといつて、この際間接税を大幅に増税するという必要も私はないかと思ひます。しかし今ある間接税につきましても、なるべく減さないという方針の方がこの際妥協ではないか。物品税についても大分改正を加えて参りました。ほんとうの必需的性質の強いものは、二、三回の改正で大分落して参りました。なお現在でもそのようなものが若干あるかないか、議論の存するところでありまして、しかし最低五%、最高五〇%の税率で課税するというシステムは、今の状況から申しますと、

一つの考え方だろうと思つてあります。これも外国の例を申し上げて恐縮ですが、イギリスでもちやうど日本の物品税と同じようなことをやつております。最高一〇〇%、最低一六・五%、四段階にわけまして、商品の性質に応じてそれ／＼課税をいたしております。それに比べますと、日本の物品税はまだ低い。今後財政の事情が許しますれば、やはり物品税についても整備した方がよいと考えますが、にわかになか／＼そう行きたい事情もだん／＼出ておるのではないかと。これは慎重に考えまして、政府の方針をきめたいと思つております。

○川野委員 私物品税を廃止するという考え方については、日本の國情から考えても反対であります。現状においては、ある程度の物品官は徴収するといふことが当然であると考えております。しかし物品によつては、あるいは廃止したり、軽減したりしてよろしい品物もまだ／＼あるかと思ひます。この点についてはさらに御研究を願つておきたいと存じます。さらに酒税の引下げでございますが、酒税を引下げるといふ話がございましたが、業界方面におきましてはできるだけ早く引下げをしてもらいたい、こういう要望があるわけでございます。大体の引下げの時期等のお考えがございしますらば、承つておきたいと存じます。

○平田政府委員 非常に具体的な問題になりますと、まだきめ得る段階に実には参つておりませんので、方向等につきましては、今申し上げました通りで、ぜひそのようなふうに実現したいと思つております。時期と程度につき

ましては、いまだ少しお待ち願ひたいと思つてあります。

○奥村委員 それではいま一つ委員長からお尋ねしておきます。ただいまの政府委員の御答弁によりますと、来年度の税制改正におきましても、勤労控除については、控除率はそのまま、一五%のままですえ置いて行く。ただ控除の限度が現行三万円を四万五千元に引上げる、こういうこととございします。この限度を引上げるのであるならば、一年の給与所得二十万円以上所得を受ける人が、三十万円までの十万円その給与所得に對する一万五千元、この限度引上げによつてそれだけが助かる。従つて年間二十万円までの給与所得者は、この限度引上げには恩恵に浴さないといふことになる。一部に一五%の勤労控除を二〇%に引上げるべきだ、こういう意見が強い。自由党においてもそういう政策を発表しておる。それでこの控除率一五%を二〇%に引上げるか、あるいは控除限度三万円を四万五千元に、今回の政府のようになさるか、どちらをとるかといふことは、これは大きな問題である。なほ税率引上げに向わずして控除限度の引上げにとどめられたか。その理由をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○平田政府委員 勤労控除の最高額三万円を四万五千元に引上げましたのは、実はこれは二十五年度の改正のまゝ、今までもすえ置いて来ております。前国会においてすえ置くのは無理ではないか、ふやすわけに行かぬかといふ委員の御質問もたび重ねて伺つておる。私もいろいろ／＼考へてみたのでありますが、若干無理があつたのではないかと存じます。所得が大体二十五年當時

二十万円の人、最近三十万円程度になつております。五割程度給与所得がふえております。それをすえ置いたのは若干無理があつたのではないかと。それをやはりこの際減税できるとすれば、直しまして三十万円のところまで控除する。そういう意味合いにおきまして四万五千元に引上げた方がよいのではないかと、こういう考へであります。これは財政学者、参議院等においても一番熱心なる御意見のあつた点でございまして、それをまづ先に解決したい。

それからもう一つ、勤労控除の一割五分を引上げるか、引上げないか。これもたび／＼この委員会におきまして私もお尋ねを受けました点でございまして、確かに問題の点であるかと思つております。ただいつも申し上げておきますように、この問題になりますと、ひとり給与所得者だけでなく、農民に對する勤労控除を認めるか、認めないか、それから中小の事業者に對しても同じように勤労控除を認めるか、認めないか、ここに問題がある。それを認めますと、また勤労者とそういう人との負担の幅が実にはかえつて縮小してしまうという結果になつて来る。それは今の実際の徴税の状況から申しまして、皆様がたして受当とお考へになるかどうか。これは私ども若干反省せざるを得ない。そうなりまゝと、この一五%の控除率は、現況のもとにおいてはそのままにしてございまして、そのかわりというわけではございせんが、實際上勤労者、給与所得者が利益を受けることの大きいところの社会保険料の控除をやりますれば、間接的にその關係は非常によくなる。

社会保険料は、給与に引直しますと、大体三・四%ぐらいの控除率を引上げたと同じ結果になる。しかしもちろん社会保険料は農民の方、営業者の方も国民健康保険に御加入なされば、その分は当然引くのでございしますが、事実上給与所得者が多いといふことを考えますと、やはりこの際としましては、このような幅が適當ではないかと、こういう意味におきまして、実は今回提案しましたような案にいたしてゐる次第でございします。いろいろ／＼考へをめぐらした上でありまして、ひとつ御了承願ひたいと思つてお尋ねいたします。

○奥村委員 重ねてお尋ねします。勤労控除を二〇%に引上げるならば、農民の勤労所得とのつり合いがとれぬといふお言葉であります。農民の勤労控除は技術上困難な点がある。たとえば農業所得に事実上関与しておる勤労者を調査する方法もなか／＼至難である。これはいろいろ／＼別に問題があると思ふ。そこで農業所得とのつり合いをとるといふことであるならば、別に、たとえば超過供出奨励金に對しては無税にするとかいふふうなことが、もしこの国会で実現するとならば、主税局長の議論から申すと、これはつり合ひ上勤労控除を引上げることにまづて行くことになるのだが、ただ農業の勤労所得とのつり合いのためにこれを引上げるのができないのかどうか。その点を伺ひます。

○平田政府委員 私は現在の負担の状況から見て、給与所得者と農民、中小企業者との負担の幅が拡大するやうな結果になるやうであつては、どうもおもしろくないのではないかと存じます。

を申し上げておるのであります。ところで、理論的に考えますと、勤労控除をその他の控除に認めるかどうかという問題になつて来ますと、第二次シャウプ勧告は、すでに農民についてだけは勤労控除を認めるべきだということをお告いだしておるのでございますが、これは理論的には、率直に申し上げまして、相当な考え方であらうと思ふ。しかしそれをこの際やりますと、今申し上げましたように、実際におきましておもしろくない結果になるおそれがある。そこでこの問題は、やはり一割五分という控除をこの際は動かさない。そうしまして、できる限り将来におきましてはむしろ調査を徹底し、申告成績の向上をはかりまして、実質的な所得の把握と申しますか、それを得る限り近づけてまして、その上でこういう問題の解決をはかるというのが正しいのではないか。もちろんそのほかにそういうことをやつた上でありまして、相当な歳入の減になりまして、所得税その他の改正を見合すか、あるいは歳出がそれだけ少なくて済むかという問題にもなつて来るのでございます。そのような点をいろいろ考えますと、今としましては、一五%を動かさない方がいい、こういう考え方に立つておる次第でございます。

○奥村委員長 それでは重ねてお尋ねしますが、一部には勤労控除の限度を三万円から四万五千円に引上げるよりも、むしろ勤労控除の率を一五%から二〇%に引上げて、最高限度は現行のままですえ置いた方がいいという意見もある。そこで今回の措置のように、三万円から四万五千円に最高限度を引上げた場合は、一年を通じて約九十億円の減税になるが、最高限度はすえ置いて、控除率を一五%から二〇%に引上げるとしたならば、減税はどの程度になるかお尋ねいたします。

○平田政府委員 大体年間で百五、六十億円の程度だと思います。正確な計算は別途提出いたしてつけようです。

○奥村委員長 これはひとつ正確な計算をお出し願ひたいと思います。ほかに御質疑ございせんか。——では明日は午前十時から開会することにいたします、本日はこの程度で散会いたします。

午前十一時四十六分散会

昭和二十七年十二月二日印刷

昭和二十七年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局